

福祉サービス第三者評価機関評価業務実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置規程第13条の規定に基づき、青森県における福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の評価業務の手法及びその内容等を定めることにより、評価機関の適切な評価業務の執行を確保することを目的とする。

(評価業務)

第2条 評価機関は、推進委員会が定める評価基準及び評価手法等（以下「評価基準等」という。）に従い、事業の種類ごとに評価業務を実施する。

ただし、推進委員会の定めた評価基準等に、独自の評価項目を追加して評価業務を行うことを妨げない。

(契 約)

第3条 評価機関は、第三者評価業務を行うに当たっては、福祉サービス事業者と文書による契約を取り交わすものとする。

2 契約書には、契約金額、評価機関の義務、事業者の義務、契約変更、損害賠償等、必要な事項を盛り込まなければならない。

3 評価機関は、契約に当たって、事業者に評価業務の趣旨、評価内容、評価手法、評価調査者等の重要事項を事前に説明しなければならない。

(評価の手法)

第4条 福祉サービス第三者評価事業の評価手法は、事業者が自ら行う自己評価、評価調査者が訪問して行う調査による評価及び必要に応じて利用者本人及び家族に対して行う利用者調査の三つの要素を組み合わせた評価とする。

(1) 事業者の自己評価

評価機関が定めた評価項目による調査票を用いて、事業者自らが評価を行う。

(2) 評価調査者の訪問調査による評価

評価機関が定めた評価項目による調査票を用いて、評価調査者が訪問等により調査を実施、その結果をもって評価を行う。

(3) 利用者調査

評価機関が定めた評価項目により、評価機関が利用者や家族に対して、面接による聞き取り調査又はアンケート調査等により実施する。

2 前項に掲げる評価の手法については、2名以上の評価調査者が一貫してあたるものとする。

(評価のプロセス)

第5条 福祉サービス第三者評価事業の評価のプロセスは、第4条に掲げる評価の手法による評価及び調査等をもとに、別添「福祉サービス第三者評価業務のプロセス」の例により行うものとする。

(書面調査及び訪問調査)

第6条 評価業務は、書面調査及び訪問調査により実施する。

- 2 書面調査は、事業者が行う評価基準に関する自己評価の結果と当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準等の項目ごとにサービスの実施概況等を把握する。
- 3 前項の自己評価は、評価基準等の評価項目について、事業者自らが、各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、経営者又は管理者及び各部門担当指導職員の合議により作成する。
- 4 訪問調査は、書面調査及び第4条に規定する利用者調査の集計、分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って運営やサービスの実施状況を把握、検証する方法により行う。
- 5 評価業務は、概ね3カ月以内で終了すること目途とする。

(利用者調査)

第7条 評価機関は、評価業務の一環として、利用者のサービスに関する意向を把握するための利用者調査を実施し、その結果を訪問調査及び評価等の資料として活用する。

- 2 利用者調査は、サービス種別ごとに利用者の意向を反映できる適切な方法で実施する。

(評価調査者の責務)

第8条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、必ず、評価調査者養成研修修了者証及び評価調査者名簿登録証明書を携帯し、事業者及び利用者等に対する調査等を行う場合は、これを提示し、身分を明らかにした上で実施する。

(評価調査者の業務)

第9条 一件の評価業務は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関認証要綱の別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」(以下「認証基準」という。)に定める評価調査者が合同して実施し、当該業務については同一の評価調査者が一貫して実施する。

- 2 評価結果の取りまとめは、当該評価業務に携わった評価調査者2人以上の合議により行うものとする。

(評価結果の決定)

第10条 評価機関は、評価調査者の評価結果のまとめ等を基に、評価結果を決定する。

- 2 評価機関は、次の各号の一に該当するときは、中立的な第三者により構成された評価を決定する委員会を開き、その承認等を得て評価結果を決定しなければならない。
 - (1) 評価機関となる法人の役員数の過半数が、福祉サービス事業の経営者であるとき。
 - (2) 第4条に掲げる評価の手法による結果をもとに、専門的な観点から意見を聴く必要があると判断したとき。

(評価結果の報告と同意)

第11条 評価機関は、取りまとめた評価結果を事業者へ報告し、内容を説明するとともに、評価結果の公表について当該事業者の同意を得るものとする。

2 評価機関は、第三者評価事業の終了後、推進委員会に対して、評価結果及び公表に関する評価対象事業者の同意の有無を報告する。

(評価結果の公表)

第12条 推進委員会及び評価機関は、事業者の同意が得られた評価結果を、別に定める公表要領等に基づき公表する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、評価業務の実施に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月19日から施行する。